

## 災害救助法適用地域において被災した入学志願者への支援措置について

このたびの令和8年熊本地震等により被害を受けられた方々に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

福岡歯科大学では、災害救助法適用地域において被災された受験生及びそのご家族の経済的負担を軽減し、進学機会の確保を図るため、令和9年度入学試験において、受験料及び入学金の特例措置を実施します。対象となる地域は、災害救助法が適用された地域とします。

本学は、文部科学省の要請等を踏まえ、被災した受験生の進学機会及び修学機会の確保を最優先とし、一人ひとりの事情に応じた必要な支援及び配慮に努めます。

**特例措置の適用を希望される方は、事前に下記問合せ先【福岡歯科大学学務課入試係】までご連絡ください。**

### 1. 特例措置の対象者

災害救助法適用地域に居住し、当該災害により被災した者で、次のいずれかに該当する者

- ①主たる家計支持者が死亡又は行方不明となった場合
- ②主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊した場合
- ③主たる家計支持者が所有する自宅家屋が大規模半壊又は半壊した場合

※1 災害救助法適用地域については、内閣府防災情報ページの災害救助法の適用状況をご覧ください。

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

### 2. 措置内容

(1) 受験料の全額免除

(2) 本学に入學手続を行う者について、入学金を次のとおり免除

| 被災状況      | 免除内容    |
|-----------|---------|
| 上記①又は②に該当 | 入学金全額免除 |
| 上記③に該当    | 入学金半額免除 |

### 3. 申請方法

事前に福岡歯科大学学務課入試係へ連絡し、対象となることを確認した上で、所定の申請書類を出願書類とともに提出してください。

なお、この場合には、出願時に「受験料」を払い込まないでください。

また、申請は原則として各入学試験の出願期間内に行ってください。

### 4. 申請書類

(1) 受験料免除申請の場合

- ①「受験料免除申請書」(本学ホームページからダウンロード)
- ②「死亡又は行方不明を証明する書類」(上記1.の①の該当者)
- ③「罹災証明書及び住民票」(上記1.の②、③の該当者)

※ 申請時に罹災証明等が取れない場合は、住宅の被害状況写真、免許証(写)等の住所が確認できるものにより暫定的に受付をしますので、後日、罹災証明書及び住民票を必ず提出してください。

(2) 入学金免除申請の場合

- ①「入学金免除申請書」
- ②「上記受験料免除申請に準ずる証明書類」

### 5. 問合せ先

【福岡歯科大学学務課入試係】電話：092-801-1885（直通）

## 受験料免除申請書

令和      年      月      日

福岡歯科大学長 殿

(請求者)

受付番号(大学側で記入)

入学試験の種類

志願者氏名

印

住 所

電 話

私は、災害救助法適用地域において被災し、下記のとおり特例措置の対象に該当しますので、関係書類を添付の上、受験料の免除を申請します。

記

特例措置の対象となる事由(該当箇所にチェックしてください。)

- ☐ 主たる家計支持者の死亡又は行方不明
- ☐ 主たる家計支持者が所有する自宅家屋の全壊
- ☐ 主たる家計支持者が所有する自宅家屋の大規模半壊
- ☐ 主たる家計支持者が所有する自宅家屋の半壊

# 入学金免除申請書

令和      年      月      日

福岡歯科大学長 殿

(請求者)

受付番号 (大学側で記入)

受験番号

入学予定者氏名

印

住 所

電 話

私は、災害救助法適用地域において被災し、下記のとおり特例措置の対象に該当しますので、関係書類を添付の上、入学金の免除を申請します。

記

特例措置の対象となる事由 (該当箇所にチェックしてください。)

- ☐ 主たる家計支持者の死亡又は行方不明
- ☐ 主たる家計支持者が所有する自宅家屋の全壊
- ☐ 主たる家計支持者が所有する自宅家屋の大規模半壊
- ☐ 主たる家計支持者が所有する自宅家屋の半壊